



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

- 60 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 61 " (")
- 62 " (")
- 63 " (")
- 64 " (")
- 65 " (")
- 66 " (")
- 67 " (")
- 68 " (")
- 69 " (")
- 70 " (")
- 71 " (")
- 72 " (")
- 73 " (")
- 74 " (")
- 75 " (")
- 76 " (")
- 77 " (")
- 78 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 79 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 80 生活保護法による指定介護機関の変更 (")
- 81 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 82 紀南地域森林計画の樹立 (林業振興課)
- 83 紀北地域森林計画の変更 (")
- 84 紀中地域森林計画の変更 (")
- 85 保安林の指定の解除 (森林整備課)
- 86 道路の区域変更 (道路保全課)
- 87 新道路の供用開始等 (")
- 88 道路の区域変更 (")
- 89 新道路の供用開始等 (")
- 90 道路の区域変更 (")
- 91 新道路の供用開始等 (")

○ 監査公表

- 監査公表第1号
- 監査公表第2号
- 監査公表第3号

告 示

和歌山県告示第60号

和歌山県日高郡日高川町大字土生の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年10月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字土生の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字土生の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第61号

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年10月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第62号

和歌山県日高郡日高川町大字伊藤川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年9月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字伊藤川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字伊藤川の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第63号

和歌山県日高郡日高川町大字坂野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年11月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字坂野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字坂野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第64号

和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期

平成19年4月27日から平成20年10月24日まで

- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第65号

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年10月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第66号

和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年10月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

<p>和歌山県告示第67号</p> <p>和歌山県日高郡日高川町大字浅間における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年1月16日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡日高川町</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年4月27日から平成20年10月24日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県日高郡日高川町大字浅間の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県日高郡日高川町大字浅間</p> <p>5 認証年月日 平成21年1月5日</p>	<p>平成19年4月27日から平成20年10月24日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県日高郡日高川町大字滝頭の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県日高郡日高川町大字滝頭の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年1月5日</p>
<p>和歌山県告示第68号</p> <p>和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年1月16日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡日高川町</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年4月27日から平成20年10月24日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年1月5日</p>	<p>和歌山県告示第70号</p> <p>和歌山県海南市七山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年1月16日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県海南市</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年5月10日から平成20年10月20日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県海南市七山の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県海南市七山の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年1月5日</p>
<p>和歌山県告示第69号</p> <p>和歌山県日高郡日高川町大字滝頭の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年1月16日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡日高川町</p> <p>2 調査を行った時期</p>	<p>和歌山県告示第71号</p> <p>和歌山県海南市黒江（黒江の一部地区、黒江の一部地区）における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年1月16日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県海南市</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年5月10日から平成20年10月28日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県海南市黒江（黒江の一部地区、黒江の一部地区）の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県海南市黒江（黒江の一部地区、黒江の一部地区）</p> <p>5 認証年月日 平成21年1月5日</p>

和歌山県告示第72号

和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年10月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第73号

和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年10月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第74号

和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市

- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年10月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第75号

和歌山県日高郡由良町大字三尾川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成20年8月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字三尾川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字三尾川の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第76号

和歌山県日高郡みなべ町大字筋、山内の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月10日から平成20年11月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町大字筋、山内の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町大字筋、山内の各一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第77号

和歌山県日高郡みなべ町埴田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月10日から平成20年11月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町埴田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町埴田の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年1月5日

和歌山県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 17-20	坂口博昭	坂口整骨院	橋本市御幸辻539	平成 20.12.1

和歌山県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）

残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西医 75-52	岩橋内科	東牟婁郡串本町串本40-44	平成 20.12.31

和歌山県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更事項（指定事業所の名称）		指定事業所の所在地	サービスの種類	変 更 年 月 日
		旧	新			
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	高陽園ホームヘルプサービス	風の里ホームヘルプサービス	紀の川市粉河951-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.11.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	高陽園居宅介護支援事業所	風の里居宅介護支援事業所	紀の川市粉河951-1	居宅介護支援	平成 20.11.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	第2高陽園デイ・サービスセンター	風の里デイ・サービスセンター	紀の川市粉河951-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.11.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	グループホーム高陽園	グループホーム風の里	紀の川市粉河951-1	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 20.11.1

和歌山県告示第81号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エバグリーン宮街道店
和歌山市秋月字城堀231-2 他
- 2 意見の概要
 - ・小売店舗から発生する廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物の区分を十分認識し、それぞれ適正に処理し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。また、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努めてください。
 - ・屋外広告物を掲出する場合は、和歌山市屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。
 - ・風致地区内においては、和歌山県風致地区内における建築等の規制に関する条例を遵守し、周辺に影響を及ぼさないよう配慮してください。
 - ・出店に際しては、地域振興に貢献されるようご協力をお願いします。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月16日から平成21年2月16日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第82号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき紀南地域森林計画を樹立したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局産業振興部林務課及び東牟婁振興局産業振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第83号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局産業振興部林務課、那賀振興局産業振興部林務課及び伊都振興局産業振興部林務課に備え付け、縦

覧に供する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局産業振興部林務課及び日高振興局産業振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町東本庄字孫六965の2・966の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、965の78、966の11、字芦谷口1773の2（次の図に示す部分に限る。）、1773の163
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市鮎川字小川 3571番18地先から 同市鮎川字小川35 56番1地先まで	旧	3.00 } 49.00	1,888.50	
同上	旧	9.20 }	1,340.00	大笹橋 L=69.00 鷺谷橋 L=67.00 石次橋 L=95.00 大藪谷橋

		55.00		L=75.00 滝川橋 L=50.00 花折橋 L=58.00 剣橋 L=44.00
同上	新	9.20 ∧ 55.00	1,340.00	大笹橋 L=69.00 嶺谷橋 L=67.00 石次橋 L=95.00 大藪谷橋 L=75.00 滝川橋 L=50.00 花折橋 L=58.00 剣橋 L=44.00

和歌山県告示第87号

平成21年和歌山県告示第86号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年1月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 文里湊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市下屋敷町30番1地先から同市湊字地下1073番55地先まで	旧	10.30 ∧ 11.20	104.30	
同上	新	17.20 ∧ 17.20	106.80	

和歌山県告示第89号

平成21年和歌山県告示第88号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年1月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町清川字岡崎2525番1地先から同町清川字岡崎2523番地先まで	旧	4.00 ∧ 4.30	63.00	
日高郡みなべ町清川字岡崎2530番地先から同町清川字岡崎2522番地先まで	旧	3.50 ∧ 18.50	190.00	
同上	新	3.50 ∧ 18.50	190.00	

和歌山県告示第91号

平成21年和歌山県告示第90号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年1月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

監査公表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成20年11月20日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月16日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 足立 聖子

和歌山県監査委員 花田 健吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県立田辺産業技術専門学院	平成20年11月20日
和歌山県就農支援センター	"
南紀白浜空港管理事務所	"
和歌山県教育センター学びの丘 教育委員会給与課紀南分室	"

和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立田辺高等学校・中学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃
クリーン興商・南海ビルサービス企業体	〃
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	〃
紀南地方児童福祉施設組合	〃

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成20年11月26日及び27日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月16日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 花 田 健 吉
 和歌山県監査委員 原 日 出 夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
日高振興局総務企画室	平成20年11月26日
日高振興局健康福祉部	〃
日高振興局産業振興部	〃
日高振興局建設部	〃
西牟婁振興局総務企画室	平成20年11月27日
西牟婁振興局健康福祉部	〃
西牟婁振興局産業振興部	〃
西牟婁振興局建設部	〃
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

日高振興局建設部

不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率（70%～170%）等が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正すると

ともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

西牟婁振興局建設部

不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率（70%～170%）が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

(2) 懸案・改善事項

日高振興局建設部

土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成19年度末で約959万円となっており、前年度に比し約29万円減少している。

県営住宅委託管理人とも連携し、未収金の回収に努力されているところであるが、今後も、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

西牟婁振興局健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金（元利合計）については、約85万円の不納欠損処理を行ったこともあり、平成19年度末で約609万円となり、前年度末に比し約93万円の減少となっている。

今後も、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

西牟婁振興局建設部

土木使用料（公営住宅及び駐車場）の収入未済額は、平成19年度末で約2,562万円（うち公営住宅に係るものにあつては約2,328万円、駐車場に係るものにあつては約234万円）となっており、前年度末に比し約166万円の減少となっている。

今後も、滞納者等に対し、納付誓約の履行を遵守させるなど納付指導を強化するとともに、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、法的措置の適用を図るなど、債権管理に努められたい。

紀南県税事務所

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成19年度の収入未済額（個人県民税を除く。）は約1億7,419万円と前年度に比し約2,743万円の減少となっている。

個人県民税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づき、滞納案件の徴収を関係市町から引き継ぐなど、努力の結果、徴収率が前年度に比し5.2ポイント改善されているが、税源移譲により現年度調定額が約8割増加し、その

結果、収入未済額は約3,469万円増加している。

今後も、資産調査等により、滞納者の現況を把握するなど債権管理に努め、収入未済額の縮減に一層努力されたい。

和歌山県紀南児童相談所

平成19年度末における児童福祉施設入所負担金の未収金は13名で約646万円となり、前年度末に比し約1万円の減少となっている。

平成18年10月から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき利用者と利用施設とが契約を締結する制度が導入され、紀南児童相談所における児童福祉施設入所負担金の調定額は減少しているが、依然として多額の未収金が残っている。

今後も障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(3) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第3号

平成20年10月28日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年1月16日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県監査委員 原 日 出 夫

1 社団法人わかやま森林と緑の公社

(1) 監査実施年月日 平成20年8月21日

(2) 監査の結果

造林事業の事業費の財源は、その大部分が農林漁業金融公庫及び県からの借入金であり、平成19年度末の借入金残高は、約145億5千万円となっている。また造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となる。一方、近年木材価格は下落傾向にあり、経営環境は、非常に厳しい状況にある。

今後、他都道府県の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50～80年に契約変更）などを確実に実行されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

他都道府県や国の動向を継続的に注視するとともに、長伐期施業転換への契約変更の推進や管理費の一層の縮減、事業費の圧縮等経営改善に努めるよう指導した。

2 和歌山県土地開発公社

(1) 監査実施年月日 平成20年8月21日

(2) 監査の結果

ア 和歌山県土地開発公社の保有する土地のうち、紀泉台、長山及び蜂伏については住宅の分譲地として、また北勢田ハイテクパークについては企業団地として売却されつつある。残りの区画について、今後も、その売却に努力されたい。

また、古座上野山団地及び打田第2の完成土地についても、早期処分にも努められるとともに、紀泉台西部土地についてもその活用の方途を検討されたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先の地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 紀泉台、長山及び蜂伏の各住宅団地の分譲については、関係機関と連携し、PR活動などの積極的な販売活動により早期売却を目指すよう、また、北勢田ハイテクパークの企業団地の分譲については、県商工観光労働部等と緊密に連携して売却促進を図るよう、引き続き、土地開発公社に対しそれぞれ指導していく。

また、その他の保有土地についても、引き続き、早期処分に向けて努めるよう指導していく。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引き続き、その早期移管に向けて努めるよう、土地開発公社に対し指導していく。